

第6期府中市障害者等地域自立支援協議会

答 申 書

平成31年3月

はじめに

国内法の整備を経て障害者権利条約が締結され、障害者が住み慣れた地域で暮らすことが当たり前の社会となってまいりました。一方、社会全体では少子高齢化が進み、また、地域の人間関係が希薄になるなど、課題も変わってまいりました。

そうした中で、府中市障害者等地域自立支援協議会（以下、「協議会」といいます。）では、市内の障害福祉サービス事業者や障害者福祉団体、医療、就労関係者などの幅広い分野の方々にお集まりいただき、地域の支援体制における課題の共有や整理をし、改善に向けた協議を行ってきました。

6期目となる今期の協議会では、平成29年4月に市長から次の事項について検討を依頼されました。

- 1 関係機関等が相互の連絡を図り、地域における障害者及び障害児への支援の体制を整備すること
- 2 その他市長が必要と認める事項

今期は、これらの内容を踏まえ、協議会の中で検討が必要とされる課題を挙げてまいりました。

協議会では、地域課題に対しより掘り下げた内容で協議するために、全体会の下に平成29年度～30年度を通して「相談支援部会」、「就労支援部会」、「児童発達支援センター部会」を設置し、それぞれ次のような課題について検討しました。

相談支援部会においては、地域包括支援センター及び地域生活支援センターへのヒアリングを実施して現状と課題を整理し、市内の包括的な相談支援体制の充実の必要性を再確認しました。そのための方策の1つとして、基幹相談支援センター設置の必要性と整備する機能について議論を深めてきました。

就労支援部会においては、府中市内の就労支援事業及び障害者就労の現状と課題を整理し、その中でも府中市就労支援センターみ～なでの支援に焦点を当て、就労支援の強化を図るための方策の検討及び必要性の見える化を目指しました。

児童発達支援センター部会においては、府中市の児童期（本答申書では、児童福祉法第4条で定める18歳未満の者を「児童」と呼びます。）における支援機関の現状と課題を整理し、府中市で設置を計画している児童発達支援センターのあり方を検討しました。平成30年11月には、「児童発達支援センターの必要機能に関する答申書」を市長へ提出しました。

本答申書は、これら2年間の協議の結果についてまとめたものです。今後、市の行政運営に、この答申書の内容が活かされることを期待しております。

今後も協議会が効果的に運営され、発展していくことを祈念いたしまして、答申にあたっての巻頭の挨拶とさせていただきます。

平成31年3月

府中市障害者等地域自立支援協議会会長 河 井 文

目 次

1	相談支援部会の検討結果について・・・・・・・・・・	1
2	就労支援部会の検討結果について・・・・・・・・・・	5
3	児童発達支援センター部会の検討結果について・・・・・・・・・・	9
4	最後に・・・・・・・・・・	19

資料

資料1	就労支援センターみ～なの役割図・・・・・・・・・・	20
資料2	就労支援に関する役割（就労支援センター）・・・・・・・・・・	21
資料3	府中市附属機関の設置等に関する条例・・・・・・・・・・	22
資料4	府中市障害者等地域自立支援協議会規則・・・・・・・・・・	24
資料5	府中市障害者等地域自立支援協議会委員名簿・・・・・・・・・・	26
資料6	会議開催状況と内容・・・・・・・・・・	27

1 相談支援部会の検討結果について

(1) 相談支援部会について

府中市において、障害福祉にかかわる相談支援の体制をより包括的で市民にとって身近なものとして築いていくために、今後必要とされる施策について検討した。中でも、府中市に基幹相談支援センターを設置することを想定して、具体的に必要な機能、運営体制の検討を行った。

(2) 取組経過

ア 平成29年度の取組

平成29年度は、府中市内で現状相談支援体制を担う機関からのヒアリングを実施し、課題を抽出した。

イ 平成30年度の取組

府中市における基幹相談支援センターは、どのような機能を持つべきか、どのような運営形態で設置されるべきか、という主に2つの視点から議論した。議論の際には、「府中市がこれまでに行ってきた障害者相談支援の体制をふまえて、現状の府中市における課題に即したかたちで基幹相談支援センターを設置する」という視点を取り入れて検討を行なった。また、先行事例である国分寺市、調布市、三鷹市の基幹相談支援センターへ視察を行ない、設置方法等の知見を得ることで、さらに議論を深めた。

(3) 現状

現状市内で活動している4か所の地域生活支援センターは、相談支援の機能だけでなく、障害支援区分認定調査等の別事業も同時に実施している。複数の事業を実施することで障害者支援の中核的な役割を担っているが、府中市の相談支援体制全体の中での位置づけが曖昧なものになっている。児童期から成人期へ、成人期から高齢期へという福祉サービスの変遷を一貫してサポートし続ける相談支援の体制が求められる中、現状では、ライフステージ全体を包括してサポートできるような一体的な相談支援体制を十分に構築できていない。

府中市では、障害者計画の重点施策として「相談支援機能の充実」を掲げており、関係機関のネットワークの構築のために、他分野との連携を体系化する取り組みが必要である。その方策の一つとして、府中市に基幹相談支援センターを設置し、相談支援の中核的な機関として、総合相談の機能やネットワーク作り、人材育成等を実施することが望ましいと協議会は考える。

(4) 検討結果

「府中市基幹相談支援センターに必要な機能・運営」については、次の通り。

ア 基幹相談支援センターの運営形態について

これまでに国分寺市、調布市、三鷹市の基幹相談支援センターを視察してきた経緯と、府中市の現行の相談支援体制の状況から、府中市に基幹相談支援センターを設置するには、以下の条件で実施することが望ましいと考える。

- 府中市の直営で運営されることが望ましい。
- 基幹相談支援センターに専任の職員を配属することが望ましい。
- 基幹相談支援センターに配属する職員は、必要人数を確保することが望ましい。
- 基幹相談支援センターに配属する職員は、経験を有する専門職であることが望ましい。

近隣他市において、基幹相談支援センター設置にあたり職員の増員や専門職の採用を行なっている自治体もあるため、府中市においても基幹相談支援センター設置に際して、市の人口規模に応じた必要人員数および専門職の配置が望まれる。

イ 基幹相談支援センターの機能について

府中市の基幹相談支援センターの機能として、以下の4つが最低限必要な機能であり、実施されることが望ましいと考える。

(1) 総合相談の機能

現在、府中市には障害者相談の窓口として、市役所の障害者福祉課と4か所の地域生活支援センター（あけぼの、み～な、プラザ、ふらっと）があり、市民の相談窓口としての役割と専門的な相談支援を担っている。基幹相談支援センターが府中市に設置された場合、既存の地域生活支援センターと同様に市民の相談窓口としての役割も担うが、それ以上に、既存の相談支援機関を統括する「相談機関の相談先」という位置づけの相談機能を持つことが望ましいと考える。特に、既存の相談支援機関だけでは対応しきれない支援の困難な相談について、基幹相談支援センターを中核として、今までよりも専門性の高いきめ細やかな対応ができるよう体制を整えることが望ましいと考える。

たとえば、民間事業者への委託によって運営されている現行の4か所の地域生活支援センターでは、本人や家族の意向が不明のまま、近隣住民や関係機関等からの相談に応じて訪問等の直接的な個別支援を開始するということは十分できていない。本人・家族の意向や生活状況の詳細が不明なまま周囲から相談がよせられる「支援困難ケース」を把握し、いち早く対応を開始する機能を基幹相談支援センターが担うことで、既存の相談機関に支援困難な方をつなげられる可能性が高まると考えられる。また、支援の際に高齢・子育て・教育・生活困窮等の他分野との連携が必要となるケースや、家族が本人を支えて生活し続けることが困難になっているケースなどにも対応していくことが必要とされる。

基幹相談支援センターには、各相談支援機関から支援困難な事例の情報等が集約され、初動対応の判断を柔軟に行うことが望まれる。基幹相談支援センターが率先して支援困難な相談に対応することで、市民の相談ニーズをより幅広くキャッチし、

そこから障害者福祉課内の地区担当ケースワーカー・保健師や、他の相談支援機関に支援をつなげていく役割を担うことが望ましい。

(イ) ネットワーク作り・人材育成の機能について

基幹相談支援センターに期待される役割の一つに、相談支援の人材の育成がある。現在、府中市で実施されている特定相談支援事業所連絡会でのグループワークや、精神保健福祉事例検討会等は障害者福祉課のケースワーカーと保健師が分担して担当している。それを基幹相談支援センターが「人材育成」の機能としてより効果的に組織し、年間を通して計画的な研修スケジュールを組むことが望まれる。

基幹相談支援センターが育成する相談支援の人材として、すぐに解決策が見出せなかったとしても相談に来た方が「相談をしてよかった」と思えるような対応のできる相談員が求められる。府中市内の各相談支援機関に、利用者の気持ちを理解したうえで丁寧に話を聴くことができ、専門性と経験を有しながら相談に来た方に寄り添った対応のできる相談員が配置されるよう、人材育成を行っていくことが望ましい。さらに、相談支援の担い手としてピアカウンセラーの育成も行うことが望ましい。

また、基幹相談支援センターに期待される役割の二つ目に、障害福祉分野を超えた幅広いネットワーク作りがある。それを実現するために、高齢・医療・教育等の様々な連絡会等に参加し、連携を築いていく役割を率先して行うことが望まれる。

(ロ) 権利擁護・虐待防止の機能

基幹相談支援センターは、権利擁護についての市民の相談窓口のひとつとなり、成年後見制度等の利用については、権利擁護センターふちゅう等の専門機関と連携しながら必要な支援を行っていくことが望まれる。また、障害者差別解消にかかわる相談に対応する窓口ともなることが望まれる。

障害者虐待防止について基幹相談支援センターは、府中市障害者虐待防止センターの役割を担い、虐待事案が発生した際に通報を受け即応できる体制を整えておくことが望まれる。

(ハ) 地域移行・地域定着の促進の機能

府中市では、現在5か所の指定一般相談支援事業所が地域移行支援・地域定着支援の給付事業を実施しているが、市民の施設入所者や精神科病院長期入院者の数に対して十分な支援を届けられていない現状がある。基幹相談支援センターは給付事業につながる前の施設入所者・長期入院者の地域移行ニーズを把握し、対象者をサービスにつなげるためのかわりが求められる。

また、府中市に必要な地域移行支援の体制を築くために、地域移行支援・地域定着支援を担う指定一般相談支援事業所の府中市内での拡大を図り、施設入所者・長期入院者の実態の把握を行うことが望まれる。

※ 24時間対応の相談支援体制について

協議会では、府中市の基幹相談支援センターで夜間・休日も含めた24時間の相談

支援体制を取るものの必要性についても検討した。先述の運営形態の項で、基幹相談支援センターは市直営の体制が望ましいとしたことを前提に、現在の府中市役所の相談受付の体制を考慮すると、今回の基幹相談支援センター設置にあたって当初から24時間対応を行うことは難しいと考えられる。現在は、府中市役所が閉庁しているときは、市民からの相談等の電話は警備室が対応しており、緊急と思われるものに関しては、警備員から障害者福祉課の援護担当主査・精神保健担当主査に連絡が来る体制になっている。このように、障害者福祉課の相談支援を担う職員が直接夜間・休日対応を行う体制にはなっていない。

このような現状を鑑みると、市直営の基幹相談支援センターでの24時間対応は難しいが、障害者の地域生活を支えていくうえで、将来的には、市に24時間対応を行う相談機関が設置されることが望ましいと考える。24時間対応については、府中市で地域生活支援拠点の整備を進めることも含めて、今後もどのように実施するかを具体的に検討し続けていくことが必要である。

2 就労支援部会の検討結果について

(1) 就労支援部会について

近年、障害者就労に関する環境が大きく変化している。障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）の改正では、平成30年4月以降の障害者の法定雇用率が引き上げられた。また、同年の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）の改正では、就労支援に関する新しいサービス（就労定着支援）が創設された。しかしながら、一般企業への就職率は、依然として低い状況にある。そこで、障害者の就労及び就労定着のため、障害者本人だけでなく雇用する側の企業への支援が求められている。

協議会では、府中市における就労支援についての課題について、様々な角度から状況を整理すること、また、就労を長期かつ持続する方法を考えていくための方策について議論・検討を行うことを目的として、就労支援部会を今期から設置した。

(2) 取組経過

ア 平成29年度取組

平成29年度は、市内の就労支援について課題を整理し、ハローワークや庁内実習実績、関係機関からの意見等を得ながら議論を進め、就労を長く継続するためにより良い方法を、課題や背景を基に意見を集約した。

イ 平成30年度取組

平成30年度は、府中市就労支援センターみ～な（以下、「み～な」とする。）に着目し、就労支援センターの業務が見える化するとともに、他市の就労支援センターの状況と比較して、就労（定着）支援の充実に向けた就労支援センターの拡充の必要性を整理した。

(3) 現状

ア 数値から見る府中市の就労支援の現状

ハローワーク管轄自治体の障害者就労支援に係る数値を表1としてまとめたところ、府中市と人口規模が近い調布市を比較すると、就労支援センターの登録者数に対して府中市は職員が少ない状況にあることがわかる。

对企业・利用者相談件数、就労に係る訓練等の人数、新規就労者数及び就労継続者数が少ないことから、み～なの職員数が登録者に対して少なく、就労（定着）支援を行なう体制が十分でないことが考えられる。

表 就労支援センター関係資料

		府中		調布		多摩		稲城		狛江	
1	人口(a)	260,116人		234,906人		148,838人		90,538人		82,469人	
2	就労支援センター職員(b)	正規 2人	非正規 3人	正規 8人	非正規 5人	正規 2人	非正規 0人	正規 3人	非正規 1人	正規 3人	非正規 2人
	登録者数(c)	369人		286人		264人		200人		186人	
	職員1人あたりの登録者数(c/b)	73.8人		22.0人		132.0人		50.0人		37.2人	
3	対企業相談件数(d)	898件		3,018件		1,062件		838件		568件	
	登録者1人あたりの対企業相談件数(d/c)	2.4件		10.6件		4.0件		4.2件		3.1件	
	職員1人あたりの対企業相談件数(d/b)	179.6件		232.2件		531.0件		209.5件		113.6件	
4	対利用者相談件数(e)	4,664件		14,302件		4,328件		2,483件		3,572件	
	登録者1人あたりの対利用者相談件数(e/c)	12.6件		50.0件		16.4件		12.4件		19.2件	
	職員1人あたりの相談件数(e/b)	932.8件		1,100.2件		2,164.0件		620.8件		714.2件	
5	訓練等実績(f)	23人		121人		10人		45人		11人	
6	新規就職者数(g)	15人		66人		43人		23人		31人	
7	就労継続者(h)	221人		261人		148人		121人		77人	
	登録者の就労継続者の割合(h/c×100)	59.9%		91.3%		56.1%		60.5%		41.4%	
8	ハローワーク登録者数(i)	1,516人		1,129人		901人		426人		362人	

※(a)：平成30年12月1日時点の人口合計

※(b)：平成30年8月20日時点の人数（各市へ確認した情報より）

※(c)～(h)：平成30年3月31日時点の人数・件数（平成29年度区市町村障害者就労支援事業の実績報告集計表（平成30年度第一回東京都障害者就労支援関係機関意見交換会資料）より）

※(i)：平成30年11月30日時点の人数（ハローワーク府中からの情報より）

イ 役割図等から見る府中市の就労支援の現状

就労支援センターは、本人への相談・登録、準備、定着、休職・離職等の支援や、生活の支援、企業への支援、関係機関との連絡調整など多種多様な支援の提供を担っている。み～なの職員には、就労支援コーディネーター、生活支援コーディネーター、地域開拓促進コーディネーターの3つの要素が求められ、それぞれに多くの業務を行っていることを資料1に示した。また、み～なが「障害のある方の『働きたい』を支える」ため、多くの関係機関とのかかわりがあることを資料2に示した。

ウ み～なの現状

み～なでは、登録者1人に対して正規職員と非正規職員の2人組で担当しており、どちらかの職員がいれば対応できるようにしている。

就労支援以外にも、ともだちサークルを月1回開催している。定期的にみ～なに来ていない人については、様子を知ることが難しい。順調に参加している人は家庭も安定しているが、SOSを出せない人は面談に来ないため、支援が行き届かない状況にある。

ハローワーク利用希望者にはみ～なの職員が同行することもあるが、職員数には限りがあり、他業務で手一杯であることから、府中市は他市に比べて同行する割合が少ない。また、就職した特別支援学校卒業生へのアフターフォローとして教員が企業訪問等行うが、み～なが同行を求められても十分に対応できていない。み～なは忙しそうなので声をかけづらいという委員からの意見もある。

み～なが関わる企業及び関係機関は府中市内だけでなく、23区や他県にも渡るため、職員が企業を訪問したり、登録者の面接に同行するにも1回あたりに多くの時間がかかる。また、み～なの登録者は毎年30名程度増加しており、今後同じペースで増え続けると想定される。平成24年に職員が5名になった時の登録者数177名に対し、平成29年の登録者数は364名であり、登録者数が倍以上になっている一方でみ～なの職員数は変わっていない状況にある。また、非正規職員が短期間で入れ替わっており、専門性を育成・定着させるためにも、み～なの体制整理が課題である。

(4) 検討結果

府中市の就労支援センターの現状を踏まえ、府中市の障害者の就労（定着）支援のためのマンパワーが不足していることが分かる。み～なでは正規職員2名、非正規職員3名であり、近隣市と比較すると、就労支援を受ける側に対して、提供する側の担い手が少ない状況にある。また、み～なにおいては、非正規職員が短期間で入れ替わっている状況にある。障害者の就労（定着）支援にあたる職員は、障害特性に関する広い知識や本人に寄添った支援を行なうための福祉的専門性が求められ、登録者との信頼関係の構築も重要な業務であり、これらを確立させるためには登録者との継続した関わりが必要である。就労（定着）支援を安定的かつ継続的に提供するためには、就労支援センターの体制整理や拡充が必要で

ある。拡充の方策については、単に就労支援センターの増設に限らず、まずはマンパワーの拡充のために雇用形態を含め継続的な専門職を育成できる体制を構築し、障害者が安心して相談できるように質の高い相談員の育成と増員が必要と考える。

現在のみ～な場所が最寄駅から離れており、時間の都合上、仕事帰りに就労支援センターまで相談に行くことができない登録者もいるため、対応策の検討が今後の課題である。

障害者が就労した際に就労支援サービスを利用することで、納税者として職業定着し、その人らしい生活を送ることができるようになる。そのためにも就労（定着）支援が可能な限り充実したものになるよう期待する。

3 児童発達支援センター部会の検討結果について

(1) 児童発達支援センター部会について

国は自治体に対しておおむね人口10万人に1か所の児童発達支援センターを設置するよう求めており、府中市においても各計画において児童発達支援センターの設置を目指している。そこで、今期の協議会では、児童発達支援センター部会を設置し、自立支援協議会委員全員を部会員として、府中市内の支援の必要な児童とその関係機関の課題を抽出し、理想的な児童発達支援のあり方や市内に設置予定の児童発達支援センターに必要な機能等を検討した。

(2) 府中市における支援の必要な児童とその支援機関の現状と課題

ア 相談件数や支給決定数が増加しているが、市内支援機関で十分対応できていない。

(ア) 相談件数等の増加

- ・ 未就学児の発達に関する相談は増加傾向にあり、特に子ども発達支援センターあゆの子（以下「あゆの子」とする。）の相談件数が著しく増加している。あゆの子の通園（児童発達支援）も待機児童が出る年がある。
- ・ 障害を有する児童の教育相談の件数、特別支援学級利用児数も増加傾向にある。
- ・ 児童発達支援や放課後デイサービスの支給決定数は精神保健担当分、援護担当分いずれも増加が著しい。

(イ) 市内の支援機関が上記相談件数の増加に対応できていない。

- ・ あゆの子は相談者の増加により、相談までに待機期間が出たり、外来グループの頻度を減らさざるを得ない。多摩療育園の初診も3か月以上先しか予約ができないため、保護者が不安な状態のままにおかれる。
- ・ 児童の支給決定数は増加したが、通所支援計画作成を受ける事業所が少なく、児童のセルフプラン率が依然として高い。
- ・ あゆの子の通園（児童発達支援）のような集団活動を行いながら継続的な積み重ねが行える児童発達支援が、市内にはあゆの子以外にない。
- ・ 需要と提供量が見合っていないサービスがある（特に市内の短期入所や日中一時支援の受け入れ先が少ない）。
- ・ 現在のあゆの子は就学前までの相談に限定しているため、就学後の相談を受けられない。

イ 多様なニーズに対応できていない

相談件数や支給決定数には表れない潜在的ニーズを読み取る必要がある。様々な子どものニーズに対応できるサービスメニューがない。

(ア) 就学後の課題に対応できる機関が少ない

- ・ 現在のあゆの子は就学後の相談や療育を行っていない。
- ・ 特別支援教育を受けていないが、支援の必要な児童も多い。学校以外の

相談先が少ない。

- ・ 就学後に感覚統合療法、言語療法、作業療法など、必要な指導が受けられる場が少ない。
- ・ 学校に行けない、いじめ、自己肯定感が下がる、反社会的行動、思春期の難しい時期などの対応について、保護者や子ども自身が相談できる場所が少なく、わかりにくい。
- ・ 18歳未満で発症した精神障害のある児童の相談先がわかりにくい。

(i) 両親の就労を支える障害児保育の場が限られている

- ・ 保育所ですくすく枠を設けているが、低年齢児は特に希望してもなかなか入れない。医療的ケアがないことや集団保育に参加できることなどの条件があるため、申請もできない乳幼児がいる
- ・ すくすく枠での入園の場合、長時間保育が叶わず、両親の就労等に支障が出ることもある。
- ・ 入所後に「気になる」面が出てくる子どもたちへの対応で保育所は苦慮している。

(ii) 医療的ケア児の利用できる施設が少ない

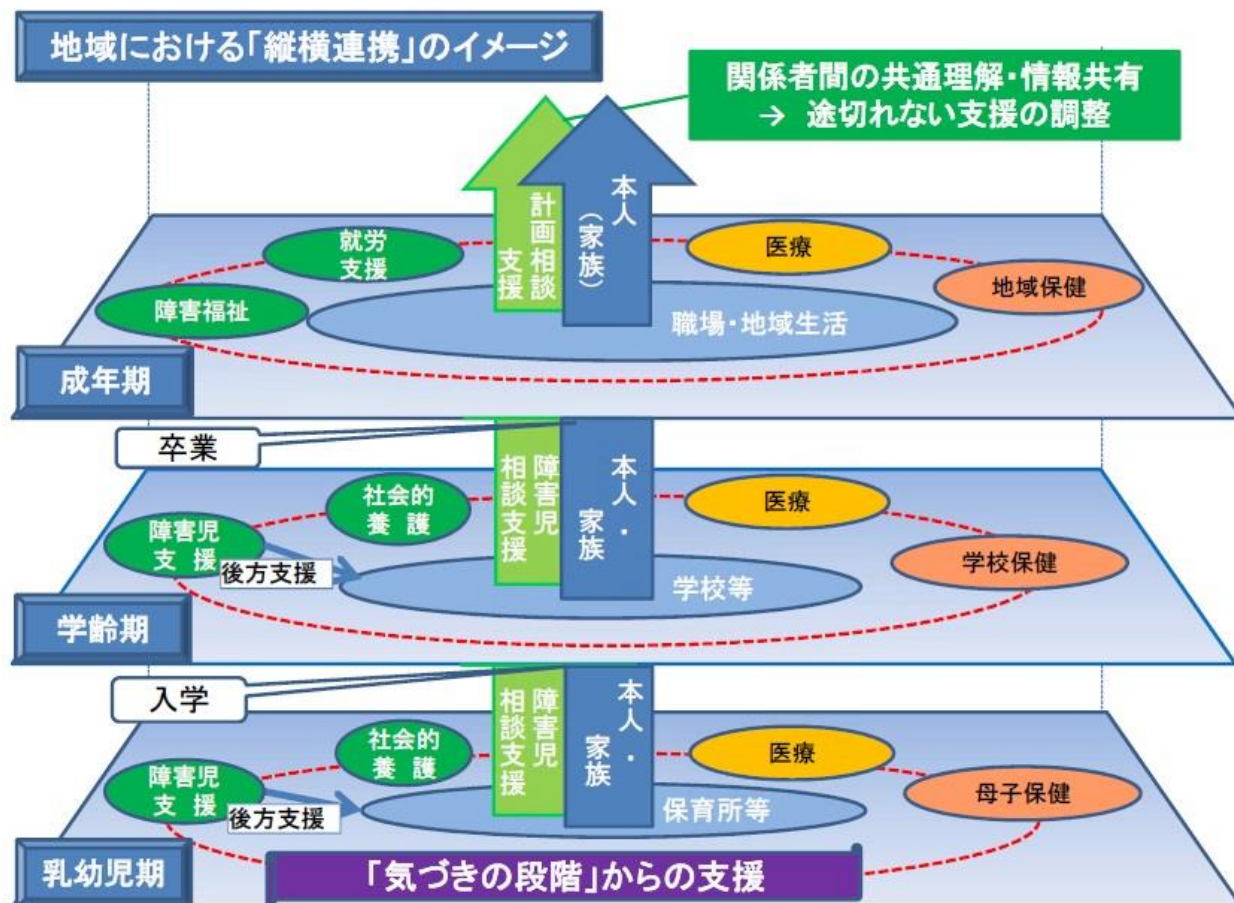
医療的ケアが必要で重症心身障害ではない児童（以下「医療的ケア児」という）が利用できる施設（児童発達支援、放課後等デイサービスや短期入所）がほとんどない。

(iii) 相談窓口に関する課題がある

- ・ 相談の窓口がわかりにくい。家庭内に多くの課題がある場合や、支援者が必要と考えても支援を受けることに抵抗感を抱く家庭の場合など、どこに相談すべきかがわからない。
- ・ 障害者福祉課での相談や申請の際に、「障害」が付く課名に抵抗を持つ人がある。
- ・ 相談支援事業所はサービス利用がなくなると関係が切れてしまうため、継続的な相談にならない。
- ・ アウトリーチによる支援が有効な場合も多いが、支援体制に課題がある。

ウ 関係機関の連携について課題がある

- ・ 乳幼児期から学齢期、成年期に至るまでの間に一貫して相談や支援ができる機関が少なく、支援機関が変わる時に支援が途切れることがある。ライフステージをまたがる際の関係機関連携に課題がある（縦の連携）。
- ・ 学齢期の支援では学校や教育関係機関との連携が重要となるが、これまであゆの子は就学前までの児童を対象としていたので十分に行えていなかった。放課後等デイサービスの事業所連絡会がないなど、学齢期の児童に関わる機関の連携が十分に行われていない。
- ・ 関係機関の連携や役割分担を再確認し、児童に関わる際に必要な体制を構築できるようにすべきである（横の連携）。



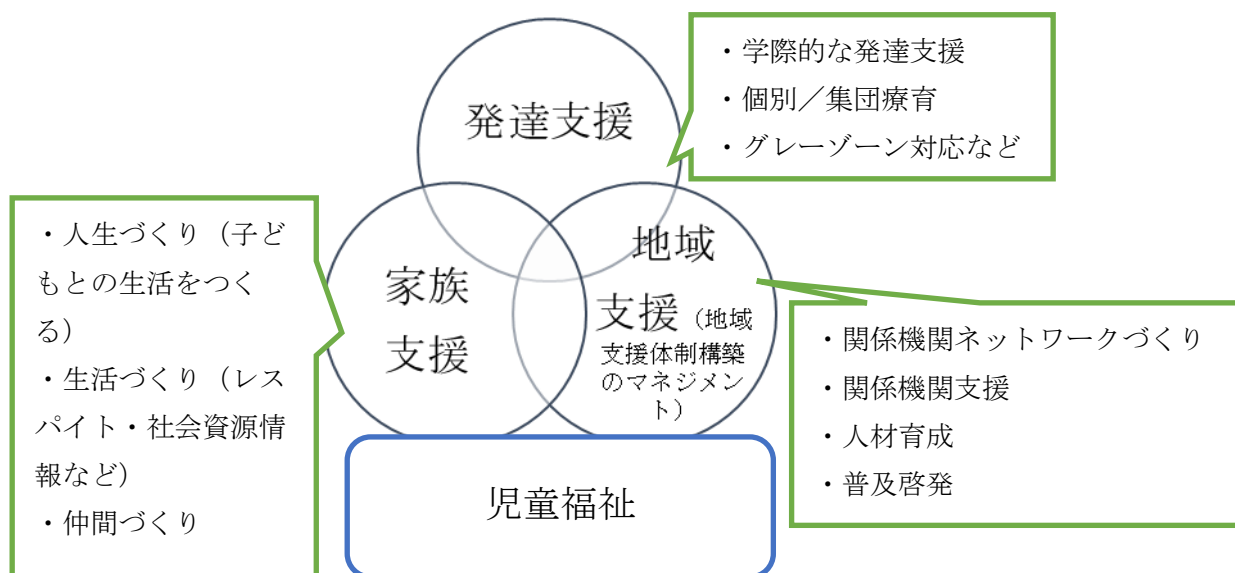
※上図において、乳幼児期は未就学児、学齢期は小学生から概ね高校生年齢、成年期はそれ以降を表す。

出典：「平成 26 年度障害児支援の在り方に関する検討会報告書参考資料（厚生労働省）」より

(3) 府中市の理想的な児童発達支援のあり方

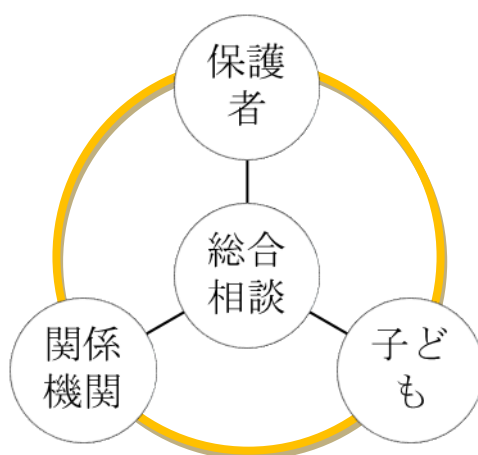
ア 児童発達支援について

これらを踏まえ、児童発達支援の要素を整理すると以下ようになる。



出典：全国児童発達支援協議会編『発達支援学：その理論と実践～育ちが気になる子の子育て支援体系』及び「中・長期的視点から見る障害児支援の在り方（平成27年度知的障害関係施設長会議）」に基づき協議会委員が作成

また、相談部門のありかたとして、以下のようなワンストップ機能が求められる。



- 児童の発達に関わる相談について、子ども、保護者、その関係機関からのすべての相談に対応する。障害者手帳の有無は問わず、発達が「気になる」段階から対応する。
- 保護者が子どもの発達に関する相談をする際のさまざまな心情に配慮し、子どもの「気になる」面をともに受け止め、対応を考えられるような「丁寧」かつ「手厚い」支援を行う。

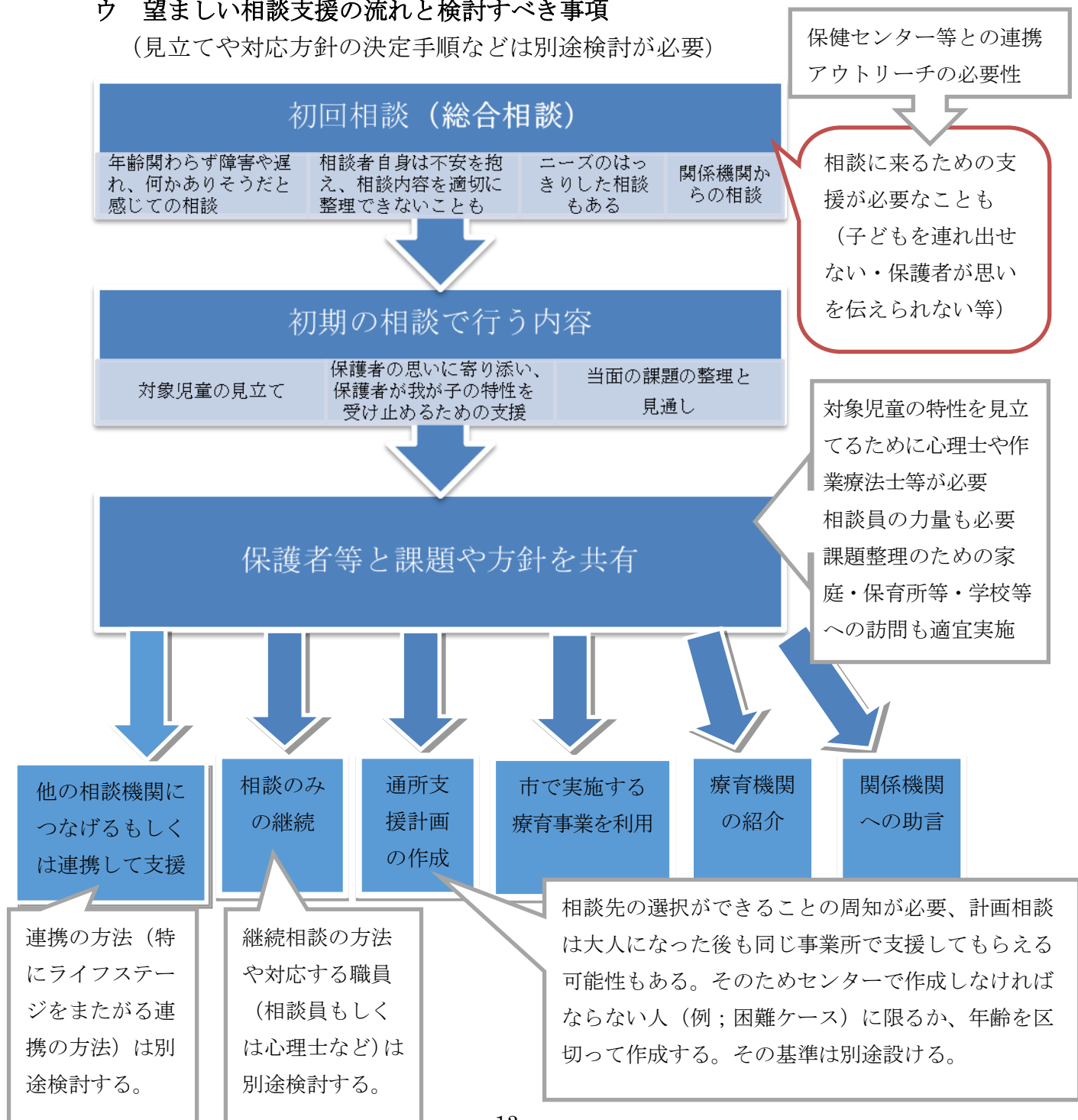
- ・ 来談が難しい場合にはアウトリーチを行う。
- ・ 来談された窓口で解決できない問題については、適切な機関と連携を取り、紹介をする。「たらい回し」にならないように、必要な場合は他機関への相談に同行するなどの方法も検討し、きちんと「橋渡し」をする。ただし、保護者の選択も尊重する。

イ 支援の対象となる者

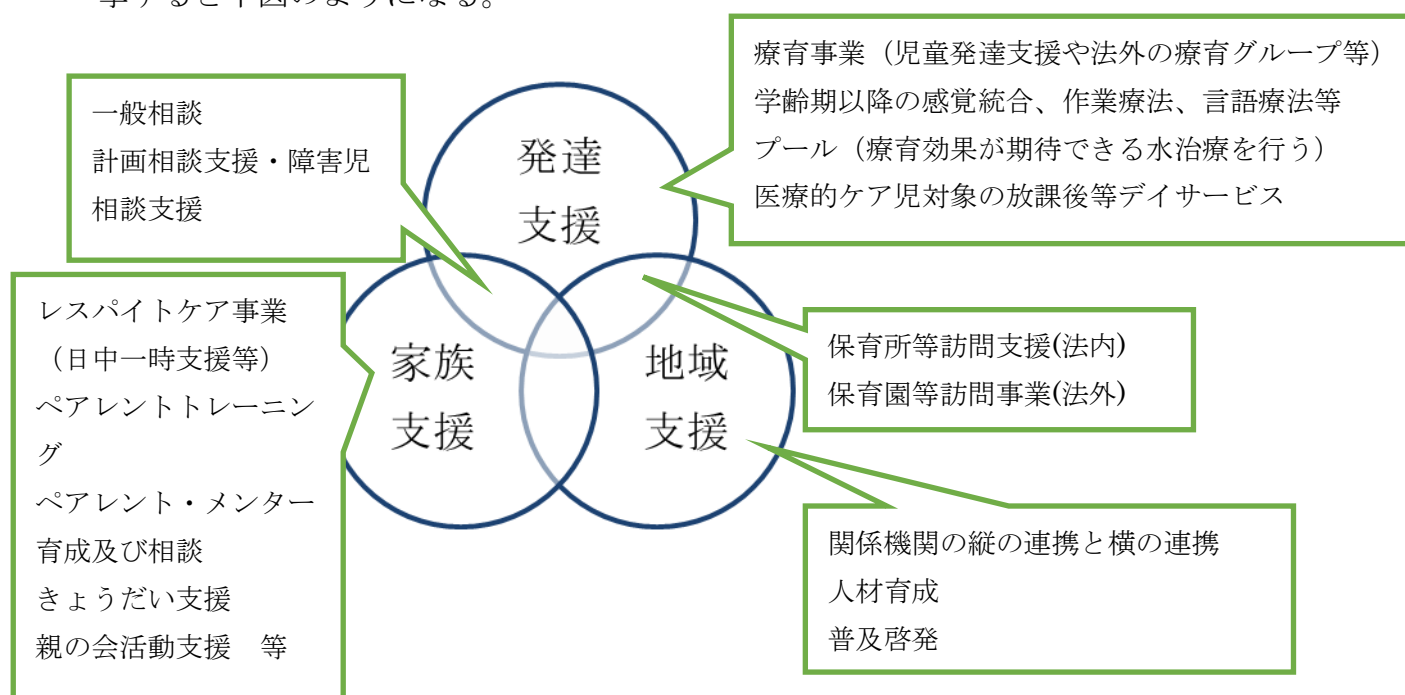
18歳未満で、手帳の有無は問わず、発達面で「気になる」ことがある児童も含み、医療的ケア児、障害のある子、障害等で支援が必要な児童すべてとその家族、関係機関を対象とする。

ウ 望ましい相談支援の流れと検討すべき事項

(見立てや対応方針の決定手順などは別途検討が必要)



上記の児童発達支援の要素に沿って、市内に整備することが望ましい事業を列挙すると下図のようになる。



エ 支援の実施方法

具体的な支援にはさまざまな方法が考えられ、さらにそれが11ページの参考図のように、ライフステージの変化に伴って窓口や関係機関が変わっていく。この変化を出来る限り少なくして支援の継続性を担保し、関係機関との連携を含め対応できるような体制を整備することが必要である。児童期における一貫した支援を実施し、その後の地域生活への基盤創りを行う場として、府中市として児童発達支援センターを設置することが望ましい。児童発達支援センターの支援の必要機能を以下(4)に示す。

(4) 児童発達支援センターの必要機能

【事業】

センターで行う事業はこれまで述べてきたとおり、以下の3体系に整理される。

ア 発達支援を中心とした実施事業（家族支援・地域支援は別途記載）

<基本的な考え方>

- ・ あゆの子で現在実施している事業は基本的に継続する。
- ・ 市内で充足していない事業を実施する。
- ・ 市の施設以外では実施不可能な事業を実施する。

※ 各事業について、法内事業として実施することが適当と考えられる事業と、法外が適当な事業、今後検討が必要な事業に分けて記した。保護者が子どもの

特性や「障害」を受け止めるには時間がかかる場合も多いため、そのような保護者の心情への配慮と市の財政負担の双方を含めた、法内／法外によるメリット・デメリット等を勘案し、決定してほしい。また、他市で法外の療育事業を有料としている場合もあるので、参考にしてほしい。

<法内事業>

事業内容	同事業が必要な理由	法内／法外の判断理由 その他検討課題
①児童発達支援	現在のあゆの子（通園）の継続 他に毎日登園でき、年齢ごとの 集団活動ができる施設が市内に ない。現在のあゆの子以上の定 員数を確保することが望まし い。 食事に関する指導は療育の中 でも重要なものの一つであり、ア レルギーや適切な食形態等、子 どもに合った食事を提供するた め給食を施設内で調理し提供す る。	現在のあゆの子（通園）の継続 ＊送迎をつけるかどうかは、保護 者の負担軽減というメリットと保護 者とのタイムリーな相談がしにく くなるというデメリットを勘案し、 検討する。
②保育所等訪問支援	多摩療育園が実施しているが、 実施件数が少ない。 保育所等に通う子どもの増加	巡回相談との使い分けは検討が必 要だが、本事業では法内事業とし て目的をもって児童に直接関わり という意義があり、有効な支援と なり得る。
③計画相談支援・障害児 相談支援	障害児相談支援等を行うことで セルフプラン率を下げることに 寄与 発達支援センターで実施した方 が適切な場合がある。	児童発達支援センターでどの程 度の件数を行うかは検討する。 ＊ちゅうファイルの活用

<法外事業>

事業内容	同事業が必要な理由	法内／法外の判断理由 その他検討課題
①一般相談	「総合相談」と位置づけ、保護 者、子ども自身、関係機関の相 談を一旦ここで受け止める。 3 (3)ウ参照	法内事業に該当するものがない。 児童のアセスメントのため心理士 等の専門職を配置することが望ま しい。 ＊ちゅうファイルの活用

②児童発達支援（通園）対象年齢前の乳幼児を対象とした療育グループ	現在のあゆの子の事業の継続 希望者が多く回数を減らして対応している。 就園前で特性が明らかになってくる時期に、子どもの療育と保護者への支援が必要	診断がつかないなど保護者にとっては最も不安で、どのように受け止めてよいかわからない時期なので、受給者証や契約などにとらわれず利用しやすいサービスであることが望ましい。
③保育園等訪問事業 （「ウ 地域支援」に再掲）	現在のあゆの子の事業の継続 保育所等への支援として必要	法内事業に該当するものがない。

＜法内か法外か今後検討が必要な事業＞

事業内容	同事業が必要な理由	法内／法外の判断理由や課題
①保育所等の所属集団があるが発達支援が必要な幼児を対象とした療育グループ	現在のあゆの子の事業の継続 希望者が多く回数を減らして対応している。 所属集団だけでは足りない療育の提供	保護者が目的をもって利用することが多いので、法内の運用も可能。 ただし、子どもの特性理解に課題がある場合への配慮は必要なので、法外の運用の可能性も含め慎重に検討が必要
②学齢期の児童を対象とした感覚統合や作業療法的、言語療法的な指導	東京都立多摩療育園等は原則就学前までが対象。情緒障害の通級を選択すると「ことばの教室」を利用できないのでことばの課題への対応が不十分になる。	保護者が子どもの特性を理解したうえで目的をもって利用することが多いので、法内の運用も可能

イ 家族支援

事業内容(例)	目 的	備 考
①保護者への情報提供等各種勉強会、ペアレントトレーニング	保護者等が我が子のことを理解し、対応できる。（心理教育的かわり）	子ども家庭支援センターたちの事業との役割分担が必要 スタッフの育成が必要
②保護者同士のグループでの話し合い、ペアレント・メンターによる相談	保護者同士が支えあい、保護者等が我が子の特性を受け止める。（ピア・カウンセリング的かわり）	先輩保護者からの助言やつながりは保護者にとって励みになる ペアレント・メンターの育成も含む。
③親の会活動など	家族の自主的な活動への支援	立ち上げ支援、場所の提供など
④きょうだいへの支援 「きょうだいの会」	きょうだいがい思いを共有でき、正確な情報を得て課題を乗り越えられる。	あゆの子の事業の継続

（個別相談の中で上記の目的での支援が行われる場合もあるが、ここでは「家族支援」の事業と考えられるもののみをあげた。）

ウ 地域支援（基幹相談支援センター等との役割分担が必要）

(7) 発達支援にかかわる関係機関の連携の要としての役割

a 縦の連携として

ライフステージが変わる際（成年期に利用する機関への引き継ぎも含む）の関係機関の引き継ぎが適切に行えるような仕組みづくり

b 横の連携として

- ・ 児童発達支援や放課後等デイサービスなどの子どもの発達支援機関や相談機関などの連絡会の運営（連携によって情報共有をし、それぞれが提供するサービスの質の担保及び向上を図る）
- ・ 児童に関わる全ての関係機関（医療、保健、保育、教育、療育、福祉、相談機関、就労等）のネットワークづくり
- ・ 保健、教育、保育、子ども家庭、福祉等行政内関係部署との連携
- ・ 学齢期の児童も対象とすることから、特に教育分野との連携が重要となる。

c 保護者・対象児童を中心とした連携

「ちゅうファイル」の活用により、保護者や対象児童を中心とした連携を構築する。

(4) 人材育成

a 対象

- ・ 障害児を対象とした施設の職員（相談支援事業所、民間児童発達支援、放課後等デイサービス、特別支援教育など）
- ・ 児童を対象とした施設の職員（保育所、幼稚園、学校、学童保育など）
- ・ ペアレント・メンターなどを希望する保護者

b 目的

- ・ 児童に関わる職員のスキルの向上
- ・ 児童を支援する人を支援する

c 方法

- ・ 会議による情報交換
- ・ 研修会や説明会
- ・ 事例検討会
- ・ 個別事例への助言（「総合相談」窓口で受け止め、保育所等訪問支援事業（法内）や保育園等訪問事業（法外）などを含め、どのような方法で助言するかを決める）

(5) 一般市民への普及啓発

a 目的

- ・ 一般市民の障害への理解促進
- ・ 誰もが子どもの発達等などについて相談ができることを知っていること。それによって保護者を支え、大きな問題になることを防ぐ。

b 方法

- ・ 普及啓発用のパンフレットやポスター等の作成、配布、掲示
- ・ 一般市民を対象とした障害理解促進のための講演会の開催

【名称、設備及び運営】

ア 名称

福祉型児童発達支援センターとして実施する。他市で「子ども発達センター」「子ども発達支援センター」等の名称を使用している例があるが、法改正後全国的に「児童発達支援センター」という名称で通っているので、そのままが良い。

イ 設備

1 8歳未満で、障害者手帳の有無は問わず、発達面で「気になる」ことがある児童も含み、医療的ケア児、障害のある児童、障害や疾患等で支援が必要な児童すべてとその家族、関係機関を対象とする施設であるため、以下のような配慮が必要である。

- ・ 子どもの特性に配慮し、適切な療育が行えること
- ・ 子どもの様々な特性を勘案し、来館までの経路を含む安全性の確保と利用しやすさ
- ・ どんな相談内容でも安心して話ができるようなプライバシーが守られた部屋があること
- ・ 対象年齢が広がることから相談者数の増加が見込まれること
- ・ 法内事業においては国や東京都の基準の遵守

(7) 発達支援

- ・ 適正な数の相談室を設置する。
- ・ 個別指導室・発達検査室
- ・ 訓練指導室（室内にぶら下がり遊具を設置する。刺激を統制できるよう柵や水道設備等の設置を工夫する。）
- ・ トイレや水道等は、日常生活動作の訓練が容易にできるように配置する。
- ・ 園庭
- ・ 給食調理室

(4) 家族支援・地域支援

- ・ 利用者等の一時預かりの部屋があることが望ましい。
- ・ 家族の自主的な活動のために貸し出しができる部屋があることが望ましい。
- ・ 研修や会議等ができる部屋があることが望ましい。

(7) 周辺設備

- ・ 駐車場・駐輪場（公共交通機関を利用できない人がいることにも配慮する。安全に乗り降りができるようにする）

- ・ エレベーター
- ・ きょうだい待機室
- ・ ボランティア活動室
- ・ 授乳室
- ・ 洗濯室など

ウ 運営

あゆの子の事業の継続性や相談の継続性を保ちながら、市が児童の育ちに責任をもって対応できる運営体制とする。市内の関係機関連携を深めるためにも、市の直接的な関与があることが望ましい。

【人員】

ア 総合相談窓口を担当する相談員

社会福祉士、精神保健福祉士、相談支援専門員など

イ 発達支援ほかの事業を担当する職員

療育に必要な人員を必要数配置する。

＜主に必要な職種＞

- ・ 児童指導員、保育士
- ・ 看護職員（保健師、看護師）
- ・ 心理士、作業療法士、言語聴覚士、理学療法士、音楽療法士
- ・ 医師（小児科医、精神科医、児童精神科医、歯科医等）
- ・ 栄養士・調理員

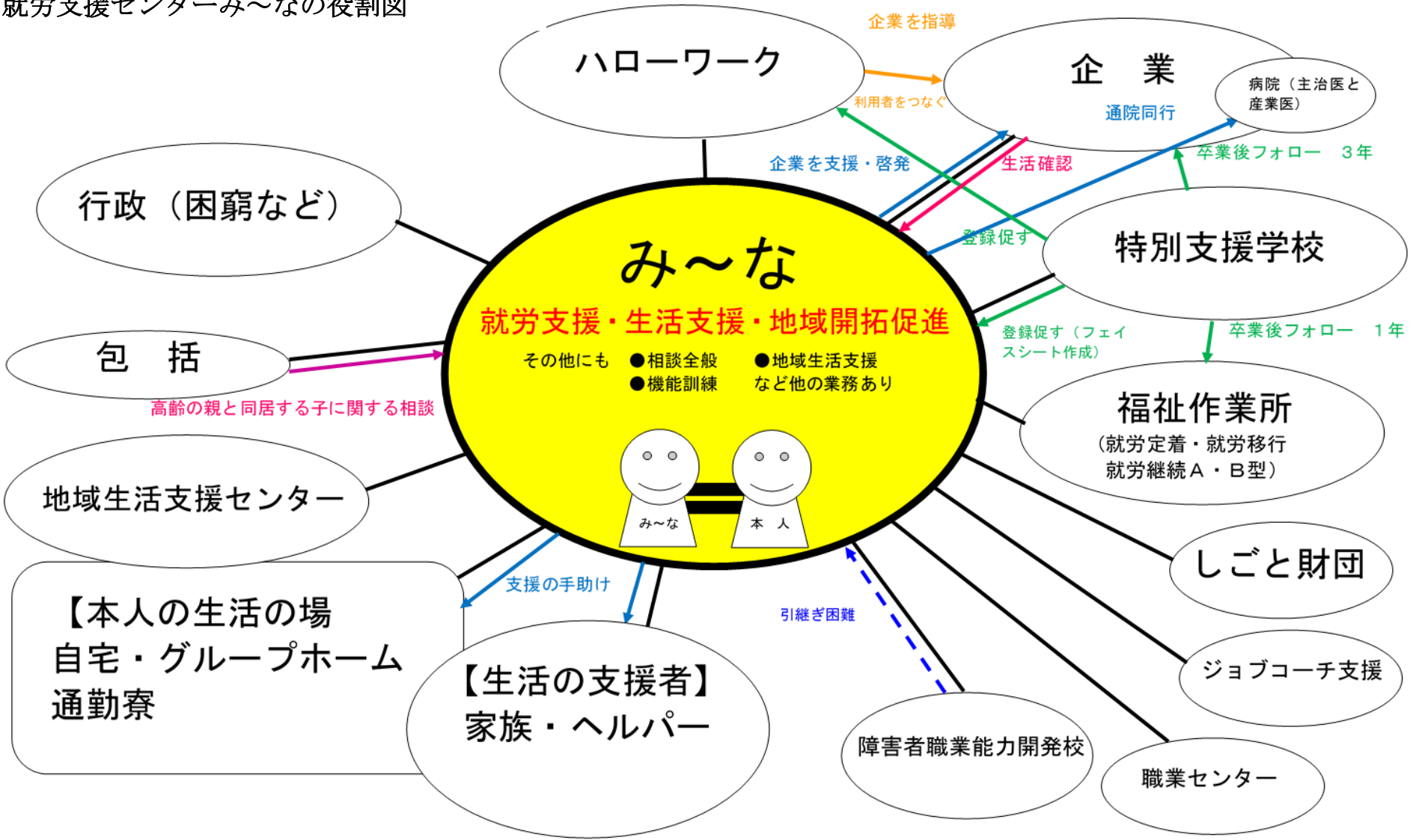
最後に

協議会においては、各部会等の報告を了承し、ここに答申書として市に提出するものである。

府中市におかれては、本答申の内容を受け止め、今後の市政運営に反映されることを期待する。

保健・福祉・医療・教育・労働等の関係機関と障害当事者、家族、市民が協働して、府中市障害者計画の理念である「障害のある人もない人も、市民すべてが安心して自立した暮らしができるまち・府中の実現」が推進されることを祈念する。

就労支援センターみ～なの役割図



み～なの役割：障害のある方の『働きたい』を支える

就労支援に関する役割（就労支援センター）

平成30年度時点

	相談・登録	準備～就職	定着支援	休職・復職	離職・再就職
就労支援 コーディネーター	・事業説明 ・登録時に経過や支援の希望の確認 ・支援計画作成	・職業準備訓練等の必要性の評価 ・就労支援事業の利用支援（見学・実習・振返り・受給者証申請支援） ・職場体験実習 ・委託訓練 ・求職活動の支援 ・履歴書等作成支援 ・ジョブマッチング ・本人に適合する職種・作業工程の分析など	・職場に慣れ仕事を覚えるため支援 ・定期面接 ・職場訪問 ・雇用主や職場の同僚が本人を理解するまでの支援	・職場との勤務調整 ・振返り面接	・離職に関する職場との調整 ・失業給付などの手続きの支援
生活支援 コーディネーター	・事業説明 ・登録時に経過や支援の希望の確認 ・支援計画作成	・生活習慣の指導 ・就職への意識付け ・生活設計の支援 ・生活環境改善支援 ・体調管理についての支援	・本人の個性や心理状態の把握 ・継続して働き続けるためのカウンセリング ・生活設計の支援	・不調の状況に応じ、勤務時間等の調整 ・必要時に受診同行 ・休職中の過ごし方の支援 ・復職時に、勤務時間等の調整	・離職に関しての身体的、精神的不調の確認 ・必要に応じ、受診同行
地域開 拓促進 コーディネーター	・福祉施設等への就労希望者の掘り起こし ・施設経営者、職員、家族、利用者本人に対して、一般就労に対する意識づけ、意識改革 ・障害者雇用に取り組む希望への継続的な助言・支援 ・新たに障害者雇用に取り組む企業の開拓 ・就労コーディネーター・生活コーディネーターとの連携により、新たなシステム体系の構築等 ・障害者雇用に伴う、各種助成制度の活用				

府中市附属機関の設置等に関する条例（抜粋）

（目的）

第 1 条 この条例は、法律又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、府中市長又は府中市教育委員会（以下「市長等」という。）の附属機関を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（設置）

第 2 条 市長等の附属機関として、別表名称の欄に掲げる機関を置く。

2 前項に規定するもののほか、市長等は、府中市規則又は府中市教育委員会規則（第 9 条において「市規則等」という。）に定めるところにより、設置期間が 1 年未満の附属機関を置くことができる。

（所掌事務）

第 3 条 前条第 1 項に規定する附属機関は、市長等の諮問に応じて、それぞれ別表所掌事項の欄に定める事項について、調査審議するものとする。

（委員の定数）

第 4 条 第 2 条第 1 項に規定する附属機関の委員（臨時委員及び専門調査員を除く。次条において同じ。）の定数は、それぞれ別表委員の定数の欄に定めるとおりとする。

（委員の任期）

第 5 条 第 2 条第 1 項に規定する附属機関の委員の任期は、それぞれ別表委員の任期の欄に定めるとおりとし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（臨時委員及び専門調査員）

第 6 条 市長等の附属機関に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 市長等の附属機関に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門調査員を置くことができる。

3 臨時委員は第 1 項の規定による特別の事項の調査審議が終了したとき、専門調査員は前項の規定による専門の事項の調査が終了したときに、解任されるものとする。

（部会）

第 7 条 市長等の附属機関は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

（秘密保持義務）

第 8 条 市長等の附属機関の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、市長等の附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市規則等で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年12月府中市条例第28号)の一部を次のように改正する。

別表第1 指定管理者候補者選定委員会委員の項の次に次のように加える。

障害者等地域自立支援協議会委員	日額	8,000円
-----------------	----	--------

別表(第2条～第5条)

1 府中市長の附属機関

府中市障害者等地域 自立支援協議会	障害者及び障害児への支援の体制の 整備に関する事項その他市長が必要 と認める事項	18人以 内	2年
----------------------	--	-----------	----

※ 別表については、府中市障害者等地域自立支援協議会に関する部分を抜粋しています。

府中市障害者等地域自立支援協議会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、府中市附属機関の設置等に関する条例（平成 27 年 3 月府中市条例第 1 号）第 9 条の規定に基づき、府中市障害者等地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議会の委員)

第 2 条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。次号において「法」という。）第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業者 3 人以内
- (2) 法第 51 条の 22 第 1 項に規定する指定相談支援事業者 4 人以内
- (3) 障害者又はその家族等 2 人以内
- (4) 社会福祉関係団体の構成員 4 人以内
- (5) 関係行政機関の職員 5 人

(会長及び副会長)

第 3 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の会議)

第 4 条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を協議会の会議に出席させて意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(部会)

第 5 条 協議会の部会（以下この条において「部会」という。）に属すべき委員は、会長が指名する。

2 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

3 部会長は、その部会の事務を掌理する。

4 部会長に事故があるときは、あらかじめその指名する部会に属する委員がその職務を代理する。

(雑則)

第 6 条 この規則に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協

議会に諮って定める。

付 則

この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

この規則は、平成２９年４月１日から施行する。

府中市障害者等地域自立支援協議会委員名簿

(◎会長 ○副会長)

	氏 名	選出母体及び役職名
○	桑田 利重	地域生活支援センターみ～な センター長
	鈴木 卓郎	社会福祉法人えりじあ福祉会 地域生活支援センタープラザ施設長
	高橋 美佳	社会福祉法人あけぼの福祉会 地域生活支援センターあけぼのの所長
	原 郷史	有限会社オータムワーキング 地域生活支援センターふらっとセンター長
	犬飼 知子	NPO法人ポップシップ代表理事
	近藤 優子	府中市福祉作業所等連絡協議会 社会福祉法人若松福祉会 ギャロップ
	平良 圭嗣	有限会社やすらぎ やすらぎ 管理者
	石橋 直美	府中市パーキンソン病友の会会長（平成 30 年 6 月 28 日まで）
	田村 智久	府中市パーキンソン病友の会会長（平成 30 年 6 月 29 日から）
	椛島 剛之	障害者当事者
◎	河井 文	府中市肢体不自由児者父母の会会長
	栗山 恵久子	府中市手をつなぐ親の会会員
	野村 忠良	府中市精神障害者を守る家族会会長
	吉井 康之	府中市社会福祉協議会地域福祉部地域活動推進課長補佐兼権利擁護 課長補佐兼まちづくり推進係長兼府中ボランティアセンター長
	梅景 靖之	東京都立府中けやきの森学園 主任教諭（平成 30 年 3 月まで）
	吉岡 美佳	東京都立府中けやきの森学園 主任教諭（平成 30 年 4 月から）
	古寺 久仁子	東京都立多摩療育園 相談主任技術員
	今野 ゆかり	府中公共職業安定所 専門援助部門 統括職業指導官
	竹下 勝	東京都立府中療育センター事務次長（平成 30 年 3 月まで）
	小鶴 隆志	東京都立府中療育センター事務次長（平成 30 年 4 月から）
	早田 紀子	多摩府中保健所地域保健第一担当課長代理（平成 30 年 3 月まで）
	山科 美絵	多摩府中保健所地域保健第一担当課長代理（平成 30 年 4 月から）

会議開催状況と内容

【平成 29 年度】

◎全体会

	日程	内容
第 1 回	4 月 27 日	○府中市障害者等地域自立支援協議会の役割について ○専門部会について ○会議のスケジュールについて ○ちゅうファイル、障害啓発リーフレットについて
第 2 回	9 月 28 日	○各専門部会からの報告
第 3 回	2 月 2 日	○各専門部会からの報告 ○府中市福祉計画（第 5 期）・障害児福祉計画（第 1 期）について ○平成 30 年度の専門部会について

◎相談支援部会

	日程	内容
第 1 回	6 月 13 日	○今期の部会の活動について
第 2 回	7 月 20 日	○地域生活支援センターへのヒアリング
第 3 回	8 月 8 日	○地域生活支援センターへのヒアリング ○地域福祉コーディネーターの活動等について
第 4 回	9 月 21 日	○地域包括支援センターへのヒアリング
第 5 回	10 月 31 日	○ヒアリングの振り返り ○来年度の部会の活動の方向性について
第 6 回	12 月 7 日	○平成 29 年度最終報告について
視察	3 月 2 日	視察先：国分寺市基幹相談支援センター

◎就労支援部会

	日程	内容
第 1 回	5 月 31 日	○み～なの現状報告・問題提起 ○障害者雇用率の引き上げについて

第2回	7月6日	○就労定着に向けた課題の整理
第3回	9月8日	○ハローワークの障害者の職業紹介状況について ○み～なの課題について
第4回	10月13日	○障害者雇用の課題について ○今後の検討の方向性について
第5回	11月30日	○府中市としての就労支援センターの現状について
第6回	1月15日	○み～なの現状について

◎児童発達支援センター部会

	日程	内容
第1回	5月22日	○市より説明 ○あゆの子の事業説明
第2回	7月13日	○小学校における要配慮児童の推計 ○センターで目指すべきものについて ○部会の進め方
視察	8月25日	視察先：杉並区こども発達支援センター
第3回	9月4日	○あゆの子見学・事業説明 ○東京都立多摩療育園の事業説明 ○視察報告（杉並区子ども発達支援センター） ○児童の発達に関する相談件数と現状における課題
第4回	10月25日	○府中市の子どもの発達にかかわりのある部署の担当者と事務局の打ち合わせで上がった課題の報告 ○視察報告（町田市子ども発達センターすみれ教室10月5日） ○オブザーバーからの意見聴取 ○今後のスケジュールについて
第5回	12月15日	○基本構想案のセンター設置目的、事業内容について
第6回	1月9日	○教育センターの事業説明と児童発達支援センターとの連携について
第7回	2月19日	○府中市社会福祉士会の企画で見学した日野市エールの報告 ○答申案についての検討 ○平成30年度の活動について

【平成30年度】

◎全体会

	日程	内容
第1回	6月29日	○会議のスケジュールについて ○各専門部会からの報告
第2回	10月9日	○各専門部会からの報告 ○児童発達支援センターの必要機能に関する市長答申について
第3回	1月31日	○各専門部会からの最終報告について ○次期の専門部会について ○市長答申について

◎相談支援部会

	日程	内容
第1回	5月28日	○国分寺市視察の報告 ○次回の視察について
視察	6月14日	視察先：調布市基幹相談支援センター
第2回	8月2日	○調布市視察の報告 ○基幹相談支援センター運営手法（直営・委託）に関するメリット・デメリットについて
第3回	9月20日	○地域生活支援センターへのヒアリング
視察	10月29日	視察先：三鷹市基幹相談支援センター
第4回	11月13日	○三鷹市視察の報告 ○府中市の基幹相談支援センターに必要な機能・運営について
第5回	1月8日	○府中市の基幹相談支援センターに必要な機能・運営について ○平成30年度最終報告について
第6回	3月22日	○次期の部会の活動について

◎就労支援部会

	日程	内容
第1回	7月31日	○平成30年度の協議内容について
第2回	8月23日	○就労支援に関する必要性の見える化について ○み～なの業務の見える化について

第3回	9月28日	○み～なの必要性の見える化について
第4回	11月9日	○み～なの必要性の見える化について ○み～なの役割図について
第5回	12月14日	○み～なの必要性の見える化について ○み～なの役割図について
第6回	1月8日	○最終報告・答申に向けたまとめ

◎児童発達支援センター部会

	日程	内容
第1回	4月26日	○最終報告案の検討
第2回	5月29日	○保育所への巡回相談や訪問事業について ○最終報告案の検討
第3回	6月18日	○最終報告案の検討
第4回	8月27日	○最終報告案の検討